

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 20 号

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する
規則

亀山市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成 17 年亀山市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中ツをテとし、シからチまでをスからツまでとし、
サの次に次のように加える。

シ 生活保護法第 55 条の 6 に規定する被保護者就労支援事業
の実施に関する事。

第 2 条第 2 号ソ中「保育の実施」を「保育の利用」に改め、同条
中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（ 9 ）生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の施行
に関する事務

ア 生活困窮者自立支援法第 4 条に規定する生活困窮者自立
相談支援事業の実施に関する事。

イ 生活困窮者自立支援法第 5 条に規定する生活困窮者住居
確保給付金の支給に関する事。

ウ 生活困窮者自立支援法第 6 条第 1 項第 3 号に規定する生
活困窮者家計相談支援事業の実施に関する事。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。